

10月行政区長会議次第

日 時 令和8年10月23日（金）

午後3時00分

場 所 板倉町役場3階 大会議室

1 開 会

2 町長挨拶

3 協議報告事項

（1）板倉町避難訓練の結果報告について [資料1]（総務課）

（2）歳末たすけあい運動実施に伴う協力について [資料2]（福祉課）

（3）赤い羽根共同募金の協力について [資料3]（社会福祉協議会）

4 その他

○次回行政区長会議 令和8年11月24日（火） 午前9時00分

会議終了後町有バスに移動し、行政区長会研修を実施。（午前10時30分出発）

5 閉 会

避難訓練の実施結果について

R8. 10. 23行政区長会議資料
(総務課安全安心係)

1. 避難訓練 令和8年9月27日(日) 天候くもり

午前8時00分「高齢者等避難」発令

午前8時30分「避難指示」発令

午前9時00分「避難指示解除」発令

2. 結果報告

避難場所名	避難者数 (人)	避難世帯	台数
北部公民館	30	28	4
JA板倉北支所	3	2	0
旧北保育園	0	0	0
西岡地区緊急避難場所	130	86	86
旧北小学校	158	117	117
西小学校	78	64	0
JA板倉西支所	30	23	1
板倉高等学校	36	30	0
板倉中学校	43	37	0
中央公民館	6	3	3
東小学校	154	111	95
海老瀬地区緊急避難場所	346	220	220
わたらせ自然館・各集会所	102	84	0
合計	1,116	805	526

・避難想定世帯数 4,195世帯

・参加率 (805/4,195世帯) 19.2%

【参考】

避難者数

避難世帯

令和7年度実績

1,121人

799

令和6年度実績

1,153人

931

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

行政区長 各位

板倉町歳末たすけあい運動実行委員会
実行委員長 小野田 富康

歳末たすけあい運動実施に伴う協力について(ご依頼)

秋冷の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、毎年全国一斉に「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに歳末たすけあい運動が展開され、板倉町においてもこの運動を実施いたします。

つきましては趣旨をご理解の上、別紙チラシを広報紙と併せて10月30日に配布させていただきますので、毎戸に配布していただき、募金募集にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 募 金 目 標 額 1 世帯 400円以上
- 2 募金募集期間 11月1日(日)～11月24日(火)
- 3 募金受付場所 板倉町役場福祉課社会福祉係
板倉町社会福祉協議会(板倉町総合老人福祉センター内)

※11月区長会議にてお預かりいたしますので、お持ちくださいますようお願いいたします。

【担当】

役場福祉課社会福祉係[担当：岡島] 82-6133
社会福祉協議会総務係[担当：大竹] 82-3900

○歳末たすけあい運動配分計画

1. 収入の部

一般募金	(3,956戸×400円)	1,582,400 円
篤志募金		59,000 円
町負担金		300,000 円
繰越金		106,445 円
収入合計		2,047,845 円

2. 支出の部

①配分金

区 分		配 分 金			
町民税非課税世帯	ひとり暮らし世帯	世帯当り	7,000 円 ×	90 世帯	630,000 円
	高齢者のみの世帯	世帯当り	10,000 円 ×	4 世帯	40,000 円
	要介護3以上の世帯	世帯当り	12,000 円 ×	3 世帯	36,000 円
	中学3年生以下の児童を養育している母子父子世帯	世帯当り	12,000 円 ×	4 世帯	48,000 円
	障がい者がいる世帯	世帯当り	12,000 円 ×	12 世帯	144,000 円
	その他特別な事情により支援が必要な世帯	世帯当り	12,000 円 ×	4 世帯	48,000 円
福祉施設入所者(高齢者)		1人当り	3,000 円 ×	120 人	360,000 円
福祉施設入所者(障がい者)		1人当り	3,000 円 ×	12 人	36,000 円
		対象世帯		117 世帯	946,000 円
		施設入所者		132 人	396,000 円
		合 計			1,342,000 円

②配分品

区 分		配 分 品		
町民税非課税世帯	ひとり暮らし世帯	・日用品2,000円 ・醤油〔正田醤油(株)寄贈予定〕	90 世帯	日用品 234,000 円
	高齢者のみの世帯		4 世帯	
	要介護3以上の世帯		3 世帯	
	中学3年生以下の児童を養育している母子父子世帯		4 世帯	
	障がい者がいる世帯		12 世帯	
	その他特別な事情により支援が必要な世帯		4 世帯	
	・ひとり暮らし世帯 ・高齢者のみ世帯 ・その他特別な事情により支援が必要な世帯	・おせち料理3,500円	100 世帯	350,000 円
合 計				584,000 円

③諸経費 [手土産代、切手代、町内配分時出役費、事務諸経費、残高証明代]

小 計	121,845 円
支出合計金額〔①+②+③〕	2,047,845 円

3. 差引残高(収入合計－支出合計) 0 円

4. 基 金 緊急時対応準備基金 502,165 円

令和8年度 板倉町歳末たすけあい運動 ご協力のお願いと配分希望の申請について

■募金の協力をお願いします

【趣 旨】

歳末たすけあい運動は、年末年始を迎えるにあたり、支援を必要とする方々が地域の中で安心して暮らせるよう、住民の皆さまのあたたかい善意を募り、地域福祉活動や生活支援に役立てる運動です。

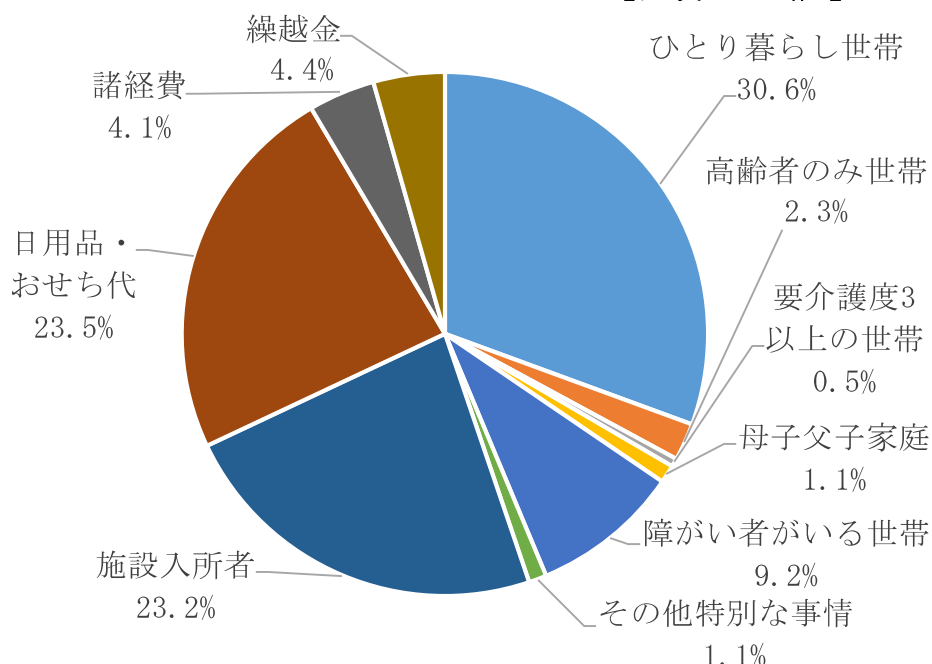
- 1 実施主体 板倉町歳末たすけあい運動実行委員会
(板倉町共同募金委員会、板倉町、板倉町社会福祉協議会)
- 2 募金募集期間 令和8年11月1日～11月24日
- 3 募金目標額 1世帯 400円以上

~~~~~募金はこのように使いました~~~~~

#### 【募金額等の内訳】

一般募金（3,956戸）1,606,500円／篤志募金 59,634円／町負担金 300,000円／繰越金等 442,024円

#### 【配分の内訳】



|                     |            |
|---------------------|------------|
| ひとり暮らし世帯            | 736,000円   |
| 高齢者のみ世帯             | 55,000円    |
| 要介護度3以上の世帯          | 13,000円    |
| 母子父子家庭              | 26,000円    |
| 障がい者がいる世帯           | 221,000円   |
| その他特別な事情により支援が必要な世帯 | 26,000円    |
| 施設入所者               | 560,000円   |
| 日用品・おせち代            | 567,000円   |
| 諸経費                 | 97,713円    |
| 繰越金                 | 106,445円   |
| 合計                  | 2,408,158円 |

申請方法などは、裏面をご覧ください。

## ■ 配分を希望されるかたは申請してください

町民の皆さまからの募金により、対象となる皆さまへ配分金や日用品等をお配りいたします。

次の要件を確認のうえ、申請してください。

・配分対象者〔①と②の両方の条件を満たしている世帯〕

| 条 件 ①                                                                                                                                    | 条 件 ②(下記のいずれか 1 つでも該当する世帯)                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>世帯全員が町民税非課税の世帯</b></p> <p>※ただし、同一敷地に居住する課税者に扶養されているかたは除く</p> <p>○令和8年 11 月 1 日現在、板倉町に 6 か月以上居住しているかた</p> <p>○生活保護世帯等は、対象外となります</p> | ・満 70 歳以上のひとり暮らし世帯                                                       |
|                                                                                                                                          | ・満 70 歳以上の高齢者のみの世帯<br>(ひとり暮らし世帯を除く)                                      |
|                                                                                                                                          | ・要介護度 3 以上の認定を受けているかたがいる世帯                                               |
|                                                                                                                                          | ・中学 3 年生以下の児童を養育している母子・父子世帯                                              |
|                                                                                                                                          | ・身体障害者手帳 1、2 級<br>・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級<br>・療育手帳A<br>上記のいずれかの手帳をお持ちのかたがいる世帯 |
|                                                                                                                                          | ・その他特別な事情により支援が必要な世帯                                                     |

### ・申請方法

上記の条件を満たしており配分を希望するかたは、板倉町役場福祉課、板倉町総合老人福祉センター内の社会福祉協議会、又は民生委員さんにお問合せください。希望するかたに申請書をお渡しいたしますので、受付期間内にご提出してください。

**受付期間：11 月 1 日～11 月 24 日(土日・祝日は除く)**

・おせち料理配分は、上記「配分対象者」のうち、ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯とその他特別な事情により支援が必要な世帯に限ります。



#### 【お問合せ先】

板倉町役場〔福祉課社会福祉係〕 TEL 82-6133  
板倉町社会福祉協議会〔総務係〕 TEL 82-3900

R8. 10. 23 行政区長会議資料

(社会福祉協議会)

〔 公 印 省 略 〕

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

行政区長 各位

板倉町共同募金委員会

会長 小野田 富康

赤い羽根共同募金の協力について(ご依頼)

赤い羽根共同募金運動につきまして、ご支援、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本年も 1 0 月 1 日より全国一斉に「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマに募金活動が展開されています。

つきましては、公私ともご多忙のこととは存じますが、戸別募金として貴区内の御協力をいただきたく特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- |             |                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------|
| 1 募 金 目 標 額 | 1 世帯 3 5 0 円以上                                   |
| 2 募金募集期間    | 1 1 月 1 日(日)～1 1 月 2 7 日(金)                      |
| 3 募金受付場所    | 板倉町社会福祉協議会<br>(板倉町総合老人福祉センター内)<br>板倉町役場福祉課社会福祉係  |
| 4 留 意 事 項   | 募金については、強制ではありませんので、<br>趣旨をご理解いただきましてご協力をお願いします。 |

※ 1 1 月区長会議にてお預かりいたしますので、お持ちくださいますようお願いいたします。

社会福祉協議会総務係 [担当：大竹] 82-3900  
役場福祉課社会福祉係 [担当：岡島] 82-6133

# 赤い羽根共同募金に ご理解・ご協力を

本年も、10月1日より全国一斉に「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマに、国民たすけあい運動として展開しております。

本町においても、県共同募金会より目標額が示され、町民の皆様をはじめ、法人会社等をお願いし募金運動を展開していきますので、本運動にご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

なお、集められた募金は群馬県共同募金会へ納入後、県内各種施設及び地域福祉のための事業等へ配分され、福祉充実のため役立たせていただいております。

令和8年11月1日

板倉町共同募金委員会

会長 小野田 富康

記

1 募金目安額 1世帯 350円

2 募集期間 令和8年11月1日～11月27日

《令和7年度募金実績》 1, 801, 127円

募金配分内訳

|            |             |
|------------|-------------|
| 県内地域配分     | 693, 127円   |
| 町社会福祉協議会配分 | 1,108, 000円 |

～募金の使い道～

○地域支援事業費

○配食サービス事業費

○児童福祉体験学習開催費

○社会福祉活動啓発事業費

○在宅障がい児(者)親子交流事業開催費



ありがとう。これからも一緒に。



撮影協力/よっちゃん家井野川

## 赤い羽根共同募金は支える人を支えています

NPO法人  
虹色の会

よっちゃん家  
井野川

元看護職を中心とした専門性を生かし、誰もが安心できる居場所づくり・支え合える地域づくりを目指して活動しています。孤独・孤立する方を必要な支援に繋ぐ「つながりワーカー」の養成、認知症カフェの開催やオレンジサポーターの養成を通じて、認知症のある方やご家族を地域で支える人材の育成なども行っています。



募金はお住いの市町村の共同募金委員会へ

## 赤い羽根共同募金

# 八十周年

## 支える人も支える募金

ありがとう。これからも一緒に。



生活に困窮する人、孤独・孤立しがちな人に手を差し伸べる人を支える、群馬県共同募金会にご協力ください。



### 高齢者

#### 住み慣れた地域で暮らす人を支える活動

一人暮らしの高齢者、免許返納で通院や買い物に行けない高齢者が、住み慣れた地域で暮らせるよう、見守りや配食サービスなどを行う活動を支援しています。

支援先の紹介



### 障がい児・障がい者

#### 自分らしく暮らすために必要な活動

就労支援、余暇活動支援、地域の人々との親睦を深める交流会など、障がい児、障がい者のみなさんが自分らしく生き生きと生活するための様々な活動を支援しています。

支援先の紹介



### 子ども・若者

#### ひきこもり・孤立させないために必要な活動

子育てで孤立してしまいがちなお母さんや親子の居場所づくり、子どもたちの学習支援やひきこもりがちな若者の交流の場を提供する活動などを支援しています。

支援先の紹介



赤い羽根共同募金はみなさんの身近なところで使われています

遺贈のご相談は随時、お電話にて受け付けています

## 助成レポート・成果報告

県内の助成先の活動取材した助成レポートや助成した団体からの成果報告など、赤い羽根募金が応援している活動をご覧ください。

助成レポート 共募取材



みんなの居場所 uchiサボ

助成レポート 成果報告



桐生市医師会

助成レポート 共募取材



日本ダウン症協会群馬支部

続きは webで



赤い羽根共同募金 受付窓口 ▶ お住いの市町村の共同募金委員会 または 群馬県共同募金会

群馬県共同募金会

☎ 027-255-6596

ホームページ [akaihane-gunma.or.jp](http://akaihane-gunma.or.jp)

社会福祉法人群馬県共同募金会 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13番地12

